

犬の散歩マナーに関する注意喚起

町内会の皆さまへ

いつも町内会活動にご協力いただきありがとうございます。最近、町内の玄関先や道路沿いの木に、散歩中の犬がおしっこをしていくという苦情が寄せられています。冬季は積雪のため跡が非常に目立ち、不快に感じる住民の方が増えております。

犬を飼われている皆さまにおかれましては、

- ・他人の敷地や植木、玄関前で排尿させない
- ・排尿してしまった場合は必ず水で流す
- ・フンは必ず持ち帰る

といった基本的なマナーの徹底をお願いいたします。



【札幌市の条例について】

札幌市では「[札幌市動物の愛護及び管理に関する条例](#)」が制定されており、飼い主には次のような遵守事項が定められています。

● 動物の飼い主の遵守事項（条例より）

- ・動物による人や他の動物への危害の防止
- ・周囲の生活環境に配慮した飼養
- ・ふん尿等による迷惑防止

（※条例本文は札幌市公式サイトに掲載）



条例の趣旨として、犬のふん尿を公共の場所や他人の敷地に放置することは、生活環境を損なう行為として禁止されています。

【法令上の根拠】

犬のふん尿の放置は、以下の法律に抵触する可能性があります。

● 軽犯罪法（第1条27号）

公共の場所に汚物を捨てる行為は、拘留または科料の対象となります。



● 廃棄物処理法

犬のふん尿は「廃棄物」に該当し、みだりに捨てる行為は罰則の対象となる場合があります。

参考⇒[犬の尿による公共物への汚染と法律・条例の観点から考えるマナーと抑止策](#)

■町内の皆さまへのお願い

町内の環境を気持ちよく保つため、犬の散歩時のマナーについて、改めてご配慮をお願いいたします。

皆さまのご理解とご協力を願い申し上げます。